

裁量労働の対象拡大 データねつ造徹底究明を 「アベ働き方改革」 法案提出するなと街宣



発行責任者
勝見 忍
山形市薬師町2-6-15
TEL 023(615)2172
FAX 023(615)2173
URL: <http://www.yamagataroren.com/>
Email: yamagataroren@yahoo.co.jp

無期雇用転換ルール 3・2ホットラインも告知

山形県労連と山形県労働相談センターは3月1日、山形駅東西自由通路で「アベ『働き方改革』法案を提出するな」と宣伝行動を実施し、約10人が行動に参加しました。

「定額働かせ放題」の裁量労働制に関する政府提出の労働時間データねつ造が明らかとなり、2月28日には遂に政府自身が裁量労働制に関わる部分の法案削除を決断。しかし、ねつ造問題の徹底究明は引き続き重要課題であることに加え、裁量労働制拡大の法案が浮上すること自体、二度と認められません。

いまや裁量労働制を含め「一体のもの」と安倍首相が言明した「働き方改革」法案全体が根拠を失いました。宣伝行動では「過労死ラインの100時間未満まで残業合法化や、残業代ゼロの高度プロ

フェッショナル制度も許せない」と、チラシを折り込んだティッシュを配布すると、通行中の人々が次々に受け取り、「過労死と職場における差別の根絶を求める国会請願署名」の協力も相次ぎました。

この日は、労働契約法第18条の無期転換ルールを周知するチラシや、3月2日全国いつせに行われる無期転換ホットラインのチラシも配布されました。

無期転換ルールに関わって「山形大の小山学長は無期転換逃れの雇い止めをやめよ」との横断幕もはり出され、注目を集めました。同学長と総務担当の阿部理事は2月23日、労働基準法第90条違反の疑いで有志2名により山形労働基準監督署に刑事告発されています。

同じ事業者の下で、通算5年を超えて働いた場合、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるようになりました。契約期間が1年の場合5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の3年間に、無期転換の申込権が発生します。

〈労働契約法改正!「無期転換ルール」2018年4月から本格化〉

契約期間 1年の場合

契約期間 3年の場合

※通算期間のカウントは2013年4月以降に開始した契約が対象

無期転換がもたらす「4つ」のメリット

1. 契約の不更新や雇止めの不安が解消されます。
2. 仕事の改善点など、職場で意見が言いやすくなります。
3. 有給休暇や病欠など、当然の権利が行使しやすくなります。
4. 労働組合に入ることをためらう必要がなくなります。

森友疑惑 佐川国税庁長官 は辞任せよ! 2・16確定申告会場前で街宣

国民大運動山形県実行委員会は確定申告の初日である2月16日、申告会場となった山形テルサ前で、森友疑惑の徹底究明を求めるアピール行動を実施し、約10人が参加しました。

約9億5千万円の国有地を8億1900万円も値引きして森友学園に売却した問題では、「安倍政権の国政私物化だ」と批判が高まっています。

その交渉記録を「廃棄した」「処分した」としていた佐川宣寿国税庁長官(当時、財務省理財局長)。「伝票が足りない」と窓口で厳しく指導される」と、確定申告に際しての苦勞を語る業者団体からの行動参

この日は森友・加計問題について「安倍首相はいいねいに説明していると思いませんか?」「加計孝太郎氏、安倍昭恵氏を国会に呼んだ方がよいと思いますか?」と訪ねるシール投票も実施され、多くの通行人が「説明していない」「呼んだ方がよい」にシールを貼っていました。

また合わせて、消費税増税反対の署名の協力も呼びかけられました。

なお佐川長官は三月九日、決済文書の改ざんの疑いの責任をとるなどとして辞任しました。



